

和泉市和泉中央丘陵地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正新旧対照表

新							旧						
別表(第4条 第8条関係)							別表(第4条 第8条関係)						
(1) 略							(1) 略						
(2) 学園地区、研究開発地区、中央駅前地区、サービス施設地区、 <u>複合施設地区</u>							(2) 学園地区、研究開発地区、 <u>中央駅前地区</u> 、 <u>サービス施設地区</u>						
建築物の制限地区	(い) 用途に関する制限	(ろ) 建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限	(は) 延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限	(に) 敷地面積に関する制限	(ほ) 外壁の後退距離に関する制限	(へ) 建築物の高さに関する制限	建築物の制限地区	(い) 用途に関する制限	(ろ) 建築面積の敷地面積に対する割合に関する制限	(は) 延べ面積の敷地面積に対する割合に関する制限	(に) 敷地面積に関する制限	(ほ) 外壁の後退距離に関する制限	(へ) 建築物の高さに関する制限
	学園地区	次に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない			(略)	(略)		学園地区	次の各号に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない				(略)

新						旧						
	区域内においては、この限りでない。 1、2 略						い区域内においては、この限りでない。 1、2 略					
研究開発地区	次に掲げる以外の建築物は建築してはならない。ただし、 <u>計画図に表示する用途の制限及び壁面の位置の制限を適用しない区域内においては、この限りでない。</u> 1～4 略 5 <u>工場(道路貨物運送業、貨物運送取扱業、卸売業その他これらに類する業を営む施設(以下この表において「物流拠点施設」という。)であるものを含む。)</u> 。ただし、法別			建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、 <u>計画図に表示する壁面の位置の制限を適用しない区域においては、この限りでない。</u> 1～2 略 3 前2号に掲げるものの以外の道路境界線までの距離 1メートル以上	(略)	研究開発地区	次の各号に掲げる以外の建築物は <u>建築してはならない。</u>  1～4 略 5 <u>工場。ただし、法別表第二(リ)項第3号又は第4号に掲げる工場等は除く。</u>				建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、 <u>計画図に表示する壁面の位置の制限を適用しない区域においては、この限りでない。</u> 1～2 略 3 前号に掲げるものの以外の道路境界線までの距離 1メートル以上	(略)

新						旧					
	表第二(リ)項 第3号又は第4 号に掲げる工 場等は除く。										
	6 略						6 略				
中央 駅前 地区	次に掲げる建築 物は建築しては ならない。  1~3 略			(略)	1 略 2 <u>シビックセ ンター地区</u> においては、 <u>次のとおりと する。</u> (1) <u>中高層住 宅地区に面す る部分におい ては、建築物 の各部分の高 さは、当該部 分から中高層 住宅地区との 境界線(当地区 と反対側の道 路境界線)まで の真北方向の 水平距離に 1.25を乗じて 得たもの</u>	中央 駅前 地区	次の各号に掲げ る建築物は建築 してはならな い。 1~3 略			(略)	1 略 2 <u>シビックセ ンター地区</u> においては、 <u>計画図に表示 する建築物の 高さを制限す る道路境界線 から10メート ル以内の範囲 においては、 12メートを を、計画図に 表示する建築 物の高さを制 限する隣地境 界線から10メ ートル以内の 範囲において は、15メート ルを超えては ならない。</u>

新						旧					
					<p>に10メートルを加えたもの以下でなければならない。</p> <p>(2) 計画図に表示する建築物の高さを制限する道路境界線から10メートル以内の範囲においては、12メートルを、計画図に表示する建築物の高さを制限する隣地境界線から10メートル以内の範囲においては、15メートルを超えてはならない。</p>						
サー ビス 施設	次に掲げる建築物は建築してはならない。			(略)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か	建築物の高さは、次の各号に掲げる場合において、					
サー ビス 施設	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。			(略)	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面か	建築物の高さは、次の各号に掲げる場合において、					

新					旧				
地区					地区				
1 住宅。ただし、A街区においては、戸建住宅で事務所又は店舗等の用途を兼ねるものは除く。			ら、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、地区施設（緑地1号及び緑地2号に限る。）についてはこの限りでない。	それぞれ当該各号に定める高さを超えてはならない。ただし、階段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものは、その部分の高さのうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。	1 A街区及びC街区においては、次のものは、次のもの				
2 共同住宅、寄宿舎及び下宿			1~3 略	1 略	(1) 住宅。ただし、A街区においては、戸建住宅で事務所又は店舗等の用途を兼ねるものは除く。				ら、次の各号の境界線までの距離は、当該各号に定めるとおりとする。ただし、地区施設（緑地1号及び緑地2号）についてはこの限りでない。
3 畜舎(A街区においては、ペットショップ又は動物病院に附属するものを、B街区においては、物品販売業を営む店舗でペットの販売に伴うもの又はペットショップ若しくは動物病院に附属			4 計画図に表示がない壁面の位置を制限する地区境界線までの距離 6メートル以上	2 略	(2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿				1~3 略
			5 略	3 前2号に掲げるもの以外の範囲 A街区においては20メートル、B街区においては30メートル	(3) 畜舎(ペットショップ又は動物病院に附属するものを除く。)				4 計画図に表示がない壁面の位置を制限する隣地境界線までの距離 6メートル以上
									5 略
									1 略
									2 略
									3 前2号に掲げるもの以外の範囲 A街区及びB街区においては20メートル、C街区及びD街区においては30メ

新					旧						
<p>するものを除く。)</p> <p>4 工場。ただし、店舗に附属するものは除く。</p> <p>5 倉庫。ただし、事務所又は店舗に附属するものは除く。</p> <p>6 店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p>										ニトル	
					<p>(4) 工場。ただし、店舗に附属するものは除く。</p> <p>(5) 倉庫。ただし、事務所又は店舗の用に供するものに附属するものは除く。</p> <p>(6) 店舗型性風俗特殊営業の用に供するもの</p> <p>2 B街区及びD街区においては、次のもの</p> <p>(1) 住宅</p> <p>(2) 前号(2)から(4)まで</p>						



新

旧

- (2) 共同住宅、寄宿舎及び下宿
- (3) 畜舎(物品販売業を営む店舗でペットの販売に伴うもの又はペットショップ若しくは動物病院に附属するものを除く。)
- (4) 倉庫。ただし、物流拠点施設であるもの又は事務所若しくは店舗に附属するものは除く。
- (5) 法別表第二(ハ)項第1号及び第3号に掲げるもの
- (6) 工場。た

るとおりとする。ただし、地区施設(緑地1号及び緑地2号に限る。)についてはこの限りでない。

1 計画図に表示する壁面の位置を制限する境界線までの距離 6メートル以上

2 計画図に表示する壁面の位置を制限する道路境界線及び公園との境界線までの距離 3メートル以上

3 計画図に表示がない壁面の

段室、昇降機塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内のものは、その部分の高さのうち5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。

1 計画図に表示する道路境界線から10メートル以内の範囲 12メートル

2 計画図に表示する建築物の高さを制限する境界線(隣地境界線を含む。)から10メートル以内の範囲 15メートル

3 前2号に掲げ



新

旧

だし、物流  
拠点施設で  
あるもの又  
は店舗に附  
属するもの  
は除く。

(7) 店舗型

性風俗特殊  
営業の用に  
供する建築  
物

2 B街区及びC

街区において  
は、次のもの

(1) 前号(1)  
から(4)まで  
及び(7)に掲  
げるもの

(2) 法別表  
第二(ち)項  
第2号に掲  
げるもの

(3) 法別表  
第二(り)項  
第3号又は  
第4号に掲  
げるもの

(4) C街区に

位置を制  
限する地  
区外道路  
境界線ま  
での距離  
3メートル  
以上

4 計画図に  
表示がな  
い壁面の  
位置を制  
限する地  
区境界線  
までの距  
離 6メー  
トル以上

5 前各号に  
掲げるもの  
以外の道路  
境界線まで  
の距離 1メ  
ートル以上

るもの以外の  
範囲 A街区  
においては20  
メートル、B街  
区及びC街区  
においては30  
メートル

新	旧										
<table border="1"><tr><td data-bbox="143 248 210 496"></td><td data-bbox="210 248 430 496">おいては、 法別表第二 (ハ)項第3 号又は第6 号に掲げる もの</td><td data-bbox="430 248 521 496"></td><td data-bbox="521 248 613 496"></td><td data-bbox="613 248 705 496"></td><td data-bbox="705 248 797 496"></td><td data-bbox="797 248 889 496"></td><td data-bbox="889 248 981 496"></td><td data-bbox="981 248 1072 496"></td><td data-bbox="1072 248 1120 496"></td></tr></table>		おいては、 法別表第二 (ハ)項第3 号又は第6 号に掲げる もの									
	おいては、 法別表第二 (ハ)項第3 号又は第6 号に掲げる もの										